ホクレン農業協同組合連合会の商標の使用について

ホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」といいます。）の取引先様で、ホクレンの商標の使用を希望される方は、使用開始の２ヶ月前までに、下記規約に同意の上、ホクレンの取引担当部署に「商標使用申請書（様式 7)」または「商標車両表示使用申請書（様式 1)・商標使用車両管理台帳（様式 4)」を提出し、ホクレンから「商標使用許諾証」の交付を受けることで、ホクレンの商標を使用することができます。

ホクレンの商標の使用にあたっては、下記規約を遵守の上、適切に使用してください。
なお、規約に違反した場合、ホクレン商標を不正に使用もしくは第三者への使用許諾をした場合、またはホクレンの信用失墜などのおそれがあるとホクレンが判断した場合、ホクレンは申請者に対し、警告、使用中止要求、使用許諾取消、信用回復措置の要求または損害賠償の請求等の全てまたはいずれかを行います。

また、ホクレンから交付を受けた「商標使用許諾証」の許諾期間満了前に、ホクレンの商標の使用を終了する場合には、ホクレンの取引担当部署に「商標使用終了報告書（様式 10)」または「商標車両表示使用終了報告書（様式 3)」を提出してください。

【一般】
ホクレン農業協同組合連合会の商標の適正使用に係る規約（令和 6 年 6 月 1 日制定）
商標使用申請書（様式 7）※裏面に規約掲載・両面印刷
商標使用終了報告書（様式 10）

【ホクレン商品の輸送会社】
ホクレン農業協同組合連合会の商標の車両への適正使用に係る規約（令和 6 年 6 月 1 日制定）
商標車両表示使用申請書（様式 1）※裏面に規約掲載・両面印刷
商標車両表示使用終了報告書（様式 3）
商標使用車両管理台帳（様式 4）

本件に関するお問合せ先　：　貴社／貴者とのホクレンの取引担当部署